明治二年成菩提院第四十五世孝健『入院諸記録

方の拠点寺院であった。 山延暦寺の最上格の末寺(直末)として二十程度の末寺を支配する、地られた天台宗寺院である。近世には寺領百六十石の朱印地を得て、比叡によって創設され、中世は代表的な地方の学問寺院(談義所)として知成菩提院(滋賀県米原市)は、南北朝期に貞舜(一三四九~一四二二)

恵まれたことから、 る。 蓄積の薄い近世天台教団の歴史などをさらに解明することが可能であ 提院自体は多くの文書類を所蔵しており、その悉皆調査によって、 ~一九八四)の先駆的研究以来、調査が進展しつつある。ただし、成菩成立した地誌類で取り上げられる程度であったが、尾上寛仲(一九一二 見られる。成菩提院の場合も、
・(注1)
・ の実態についても、研 ことを除けば、解明されたことは多くなかった。また、各地域における 世の寺院についての研究は長く低調であった。近世の天台宗については、 慈周や、国指定重文の大般若経を納入した豪恕など)について、近代に 天海(一五三六~一六四三)により関東の上方に対する優位が確立した 中世史研究の重要な要素として寺院史があったことと比較すれば、 筆者は、 当初は聖教、 同寺の歴史について多少の知見を得た。 後に近世文書の整理と調査を手がける機会に 研究の蓄積は乏しかったが、近年は変化が 歴代住職の一部 (漢詩人として知られる 今回はその 研究 近

曽根原

理

①~®の番号に従って概要を説明する。 ①~®の番号に従って概要を説明する。 ②一家の番号に従って概要を説明する。 ②一家の番号に従って概要を説明する。 ②一家の番号に従って概要を説明する。 ②一家の番号に従って概要を説明する。 ②一家の番号に従って概要を説明する。 ③一家の番号に従って概要を説明する。

①は鳳亮・孝健を含む歴代住職の覧で、三十八世豪恕(享和二年就任)から四十六世良灌(明治六年就任)までの記事を含む。特に、住職任)から四十六世良灌(明治六年就任)までの記事を含む。特に、住職任)から四十六世良灌(明治六年就任)までの記事を含む。特に、住職の一覧で、三十八世豪恕(享和二年就

成菩提院の運営の中核となる「院代」の全性院(「鑑代」とも称す)とから成菩提院住職に転じた。その約二年後、彼の逝去という事態をうけ、の控である。鳳亮は慶応二年(一八六六)に比叡山延暦寺の安禅院住職②以下は、四十四世鳳亮から四十五世孝健への住職交替をめぐる書類

出た(③)。延暦寺一山の善光院(後見役か)からの「添状」も出されで教団の上位者に対し、病気による隠居および孝健への代替わりを願い明治二年三月に孝健に対し、連名で住職就任の嘆願書を送った(②)。東叡山松林院住職に転じていた義孝に相談し、その「差図」に沿って、東叡山松林院住職に転じていた義孝に相談し、その「差図」に沿って、東叡山松林院住職に転じていた義孝に相談し、その「差図」に沿って、東叡山松林院住職に転じていた義孝に相談し、その「差図」に沿って、東叡山松林院住職に対し、海気に対して、

 た

(④)。その後の経緯をまとめた記述が⑤に見られる。

- 欠こ床与や亶方こす /、完家と重ご三月がり意思 (「与完目売享要し状が出されている (⑪)。 成された。それに対し、成菩提院の役人・末寺および檀家の代表から請成された。それに対し、成菩提院の役人・末寺および檀家の代表から請

相互の関係の内実については、なお今後の調査を要する。でなく「大師講中」も住職交替の関係者であったことが窺えるが、彼ら檀家・講中)に回状が回覧された(⑬)。⑫⑬からは、末寺や檀方だけが伝えられた(⑫)。それをうけて、成菩提院の寺家から関係者(末寺・次に末寺や檀方に対し、院家を通じ三門跡の意思(「寺院相続専要」)

よう指示している。 れた通知で、 有力な末寺の一つである谷汲山華厳寺 いよいよ ⑭~⑱は新住職孝健の入院を扱う。まず⑭は、成菩提院の寺家から、 末寺の泉明院 道路整備や掃除などの命じられたことが記されている。 新住職が叡山の麓の坂本を船で出発し、 後任が無事孝健に決定したことを報せ、 ⑤は新住職を迎える準備として、 (米原市柏原、 成菩提院から三キロメートル弱 (岐阜県揖斐郡揖斐川町) 米原湊に到着し一泊 寺家から門前百姓 一山内に周知する (16) では に送ら

> る(®)。 に入り二泊し、関係者の挨拶をうけ準備を整える様子が記録されていいる。 に入って什物等の引き渡しを行い、末寺や檀那などの代表と対面する様に入って什物等の引き渡しを行い、末寺や檀那などの代表と対面する様のはその後の入院の儀式の記録である。玄関に駕籠を横付けし、本堂でいる(®)。

第四十四世鳳亮は、維新の混乱の中で明治元年(一八六八)に逝去し 第四十四世鳳亮は、維新の混乱の中で明治元年(一八六八)に逝去し 第四十四世鳳亮は、維新の混乱の中で明治元年(一八六八)に逝去し がたいという寺側の意識(③)に表れている。

通じ、 以下)に左右される側面が強いと考えられているが、成菩提院のような だろうか。近世の天台宗教団は、 そうした観点から徳川時代の事例との比較を促す興味深い事例ではない 点では、 割分担など、関心がさまざまに広がる記述も本史料には散見する。 のように位置づけられていたかは、 形式的には延暦寺の末寺であった西国寺院が、 なくない。成菩提院の代替わりに際し延暦寺が関与する様子 波に洗われたが、 明治維新期は、 地方寺院の上下関係や寺院ネットワーク、 より正確な内容把握を期したい。 細かな点まで十分に理解は行き届かないが、 末寺レベルを含む動向についてはなお未解明の点も少 日光の輪王寺門跡が廃止され、 輪王寺門跡配下の寛永寺の役僧 なお今後の解明が必要である。加え四国寺院が、寛永寺と延暦寺の間でど 寺家の運営メンバーや役 叡山の三門跡も時 今後の史料調査を (6) (12) **b**

翻刻

(凡例)

- 字体は新字体を用いる。句読点は私に加えた。
- 闕字や平出は原本に従う。改行は/で示し省略した箇所がある。
- 解説の都合上、①~⑱の番号を付した。

明治二己巳年 七月 成菩提院

入院諸記録

当山四十五世

孝健法印代



(本文)

①当山近年御世代順

三十八世 山門正覚院前大僧正豪恕法印御兼帯

享和二戌年ヨリ/文政七申年迄 弐十弐ヶ年

内末三ヶ年、山門霊山院預

文政七申年四月二十四日、豪恕大僧正遷化、 江州愛知

郡松尾村之産、

三十九世 円体法印

東台御内御書記厳浄院宀云、信州妙義山御留守居ヨリ

転住、当代大雪ニー本堂崩し、

文政四辛巳年十二月ヨリ/天保四巳年迄 十三ヶ年

同年五月十二日於当院寂、

東台維摩院 本覚院 両院御預り 六ヶ年

円体法印遷化後三ヶ年御預り

跡天保九戌年迄、亦三ヶ年御預

四十世 周円法印 九ヶ年

迄、同年十一月二十三日於当院"寂、 前両院御預り中為御留主居御勤、御朱印御改り東台下向 山門鶏頭院住職、天保九戌年右院ヨリ転住弘化三午年 産江戸御家人出

山門鶏足院后惠心院前大僧正真洞/覚常院 両院御預り 弘化三午年周円法印遷化后三ヶ年御預り、嘉永五子年 七ヶ年

迄七ヶ年之間当山大借仕法中也、

四十一世 亮秀法印 三ヶ年

留主居浄心院住職、嘉永七寅年瀧山下向於同山。同年 十二月晦日寂、尾州藩産、当山本堂再建金百両寄附: 嘉永五子年山門大慈院ヨリ転住、元三州瀧山御別当所

山門恵心院真洞僧正御預り 三ヶ年

亮秀法印遷化后嘉永七寅年ヨリ安政三辰年迄御預リ

四十二世 真洞大僧正 四ヶ年

安政七申年御預り、文久三亥年四月九日於山門真洞大 俄二東台願上ヶ御聞済、住兼帯被仰付御朱印無滞頂戴 役所"頂戴可被仰付候処、無住"而」御下ヶ無之、依而 安政四巳年ヨリ亦跡御預『之処、当年御朱印於二条御

僧正寂、

四十三世 義孝法印 月御入院、元治元子年正月東台松林院江転住一相成、 万延元申年三月於東台住職万端相済、文久三壬戌年五(二ヵ) 五ヶ年 東台教衆徳善房二而住職之事

尤義孝法印住職跡御預り `中′′当山修覆行届候事、

東台松林院義孝法印御預り 三ヶ年

元治元子年ヨリ寅年迄三ヶ年、 当山玄関再建之事、

四十四世 鳳亮法印 三ヶ年

慶応二寅年五月山門従南谷安禅院転住 明治元辰年十

二月二十二日於当山"寂、

四十五世 孝健法印 五ヶ年 巳年五月隠居

山門従松寿院明治二巳年七月転住

几 一十六世 良灌法印

明治六癸酉年五月従石寺光善寺転住

2 悦至極奉存候、 簡啓上仕候、 然者当院御後住之儀東台松林院御院主様立御伺奉申上 春暖之節御座候処、 先以院家様益御安泰被遊御座、 恐 候

処、

即今

相願、 御一新之折柄御無住言者忽寺領安堵之儀心痛至極言付、 就而者 院家様"者一入御迷惑奉恐察候得共、義孝法印・鳳亮法 早速御住職可

旨、 委細松林院様より被仰進候筈"候得者、 印両御身代一寺御再興之御積りを以、 御差図之次第も有之候 '付、去月中末寺・檀方重立候もの立会談判 是悲共当院宣御転住被成下候様、(非) 於当院も銘々共より御願可申上

仕候処

共任御意"今般別紙御願書"印形旧記一冊、 之御意被仰越被成下、 頃二、登山之心得一罷在候処、今般理明房樣御差向被成下、 院当宮川三左衛門・吉村逸平之内登山御依願可奉申上手合罷在候得共、 院家様御転住被成下候了、一同之懇願「相叶候趣挙而申聞候間、 三左衛門・逸平共甚多忙不得寸暇、 何共恐縮之至『難有仕合『奉存候、 無余儀延緩。相成、漸繰合来。十日 随身全性院義理明房様御同 甚失敬' 委細御懇篤 院代全性 一候得

> 道奉差上候間、 同院より御聞取被成下度奉願上候、 尤

御

御周旋被成下、 :一新之折柄旧格与者御模様変「候義も可有之与奉存候、 首尾能御聞済相成候様御取扱之程奉願上候、 乍恐其御筋宜 先者右之段

奉申上度如斯御座候 恐惶謹言

巳三月八日

檀方惣代 遠藤庫次

同

殿村織之助

末寺惣代 成就院

勧善院

同

樋口権左衛門

宮川三左衛門 吉村逸平

全性院

欣净院家様 御侍史

奉願上候口上 ③ (朱書) 「願面之儀*奉書半切'相認、候事、上包之儀者美濃紙折掛之事

相続罷在候処、近年病身'罷成寺役法用難相勤候問 拙僧儀去、丑年十二月山門従安禅院当院、玉転住被 仰付候一付 隠居被 寺務

候得者、 仰付被 成下、後住之儀者厚法縁も有之候、 山門松寿院前住孝健江住職被 殊'末檀帰依懇願仕罷在

候了、無滞寺務相続可仕与難有仕合奉存候、 仰付候様奉願上候、 何卒出格之御憐愍を以右願之通

御殿代 明治二巳年六月廿日 御用席御中

> 以上、 成菩提院

御許容被 「寺書) 日 成下

奉願上口上覚 4 (朱書) 「用紙柳川半切」御認相成美濃紙上包折掛ヶ」

明治

一年四月

妙法院宮院家久遠成院大僧都完洞 青蓮院宮院家宝光明院大僧都亮惇

花押 花押

展井宮院家大観心院大僧都行全

成菩提院

近年病身"罷成寺役難相勤候"付、 江州柏原成菩提院義、 去『丑年願之通住職被 今般隠居被 仰付寺務仕罷在候処

之通住職被 依仕候間、 仰付被 下候様奉願上候、尤後住之儀者厚因縁も御座候上末檀 何卒南谷松寿院前住孝健冠被仰付被下候様奉願上候、 仰付被下候了、難有仕合奉存候、 此段御序之節宜預御沙 右願 同帰

汰度、以上、

御殿代 巳六月

御用席

善光院

罷出 右願書持参二院代全性院義理明房様御同伴二坂本教王院様御里坊五

出 欣浄院家様"御面会奉申上、 相成候事 善光院様より右御添願書出 御殿代江御差

<u>(5)</u> 而七月御沙汰二相成申候事 御隠居願記録別帳"委敷留置候間、 御往覆之次第、且者六月宮川三左衛門態々登山次第柄之儀者、 代『被仰上、右』付彼是入縺れ御下知延引』罷成、其内欣浄院家様より 相成処、横川院内禅定院御方より、今般御住職一条一付関係筋 当四月右願面 御用席ュ善光院様より御差出・相成、 右一条之儀者此処ニ書略いたし、依 既 御沙汰与可 鳳亮法印 御殿

近江州柏原郷成菩提院願之通隠居 6 (朱書) [|朱/ /御印|但大タカダンシ、タテ紙 "御認 *、 御免、 後住山門松寿院前住孝健江住 上包同紙之事

三御門跡令旨執達如件 (朱書) 「朱御印|梶井

職被

仰付之間、

向後弥遂入魂寺院相続専要之旨、

依

無印 (封紙の図

(朱字) 「近江州柏原郷/成菩提院 「御上包御認、方如斯 末寺中 /檀那中



⑦一 逸平·三左衛門直様登山之事

御受返書差上置候事、但金二朱、下男使之者立遣る 内一同安心大悦之至、御入院打合方盆後之日限大旨廿一 右御令旨御下ケニ相成七月盆前 院家様御下部為飛脚御持也被下置、 一四日頃被仰越

8 御令旨御受廻状之事

御令旨奉頂戴候間、 以廻状得御意候、 右御案内得貴意如此 然者当院御住職之御儀"付、 ·来『十五日各御登山之上拝見御受可可被成候、 (重複カ) 御座候、 以上、

七月十一日

寂照山

役人

御役者中

観音寺 松尾寺

壱通

2017年3月 東京大学史料編纂所研究紀要 第27号 (164)

檀那中 末寺中

追而御登山之節、 物印無御失念御持参可被成候

廻章同文言之事

尚々御銘々印形無失念御持参可被成候

殿村数馬殿

遠藤庫次殿 壱通

但"講中年御受印案内之儀者、其時節之最寄勝手」而人計加印相触候事

用紙奉書半切美濃紙包

⑨其院儀、去『丑年十二月従山門安禅院転住被

隠居 仰付候一付、 御免、後住之儀者山門松寿院前住孝健儀厚法縁も有之、殊"末檀 寺務相続罷在候処、 近来病身"付、 寺役法用難相勤候間、

一同帰依懇願候間、何卒出格之

御憐愍を以同院江住職被

仰付候様被願上之趣則及御沙汰候処、 無余儀筋一付、 右願之通被

仰付候間、此段敬承可有之候、 不宣、

七月六日

大観心院 行全 花押

久遠成院 宝光明院 完洞 亮惇 花押 花押

柏原 成菩提院

近来病身"付寺役難相勤候間、 ⑩江州柏原成菩提院義、 去『丑年願之通住職被 今般隠居御免、 後住之儀者松寿院前住孝 仰付、 寺務罷在候処、

願上之趣、 健義厚因緣^茂有之、末檀一同帰依懇願候間、 則及御沙汰候処、 御別条不被為在候間、 同院江住職被 右願之通被 仰付候様被 仰付候

此段承知可有之候、不宣

七月六日

大観心院

善光院

久遠成院 宝光明院

(朱書)「上直シ竪紙ニ相認メ美ノ紙上包之事」 (紙)

乍恐以書附御請奉申上候

今般柏原郷成菩提院病気"付、 願之通隠居

御免、後住山門松寿院前住孝健江被

仰付之旨、 以

御令旨被 仰渡一 統難有奉敬承、 依之御請奉申上候、 以上、

明治二己巳年七月

大師講中 殿村数馬

印 印

吉村逸平

宮川三左衛門 印

末寺惣代 観音寺 印

松尾寺 印

御殿代 御用席御中

12 末山洋講中惣檀方中江相廻シ候

用紙大杉原二ツ折之事 御令旨之写、御入院日限案内之事

近江州柏原郷成菩提院、 仰付之間、 向後弥遂入魂、寺院相続専要之旨、 願之通隠居 御免、 後住山門松寿院前住孝健 依

三御門跡令旨執達如件

明治二年四月 妙法院宮院家 久遠成院大僧都 完洞

花押

青蓮院宮院家 宝光明院大僧都 大観心院大僧都 亮惇

梶井宮院家

行全

花押

明治二年成菩提院第四十五世孝健『入院諸記録』(曽根原) (165)

成菩提院 末寺中 檀那中

右之通

御令旨致至来候間、

七月 此段敬承可有之候、 以上、

西川瀬右衛門殿 吉村左八郎殿

遠藤庫次殿

殿村数馬殿

宮川多門殿 樋口三郎兵衛殿

大津泰蔵殿

鑑院 全性院

> 常福寺 日光寺 泉明院 安能寺 石堂寺 名超寺

役人 印

印

右末山江壱通に相認、候事、 玉泉院 三光院

清瀧村 柏原宿 檀那中 檀那中

大(野) 木村 短 河内村 檀那中 檀那中 檀那中

杉沢村 檀那中

竹腰八左衛門殿

杢太夫殿

長岡村 檀那中

常喜村 北池村 檀那中 檀那中

右物檀方中江壱通差出候事、 名越村 檀那中

桑原義作殿 市兵衛殿

庄右衛門殿 右兵衛殿

右廻章拝見之上各御請印可被成候、

以上、

右壱通に相認メ候事、 末山同文言之事

観音寺

松尾寺

大吉寺

③以廻章得貴意候、然者

先例"不拘格別手軽之御儀"付、其御心得""同五ツ時迄"各御登山可被 御院主御儀、来『廿四日当地御入院之御事』御座候処、 御時節柄三付、

此段御案内得貴意候、以上、

七月十九日

寂照山 鑑院 印

> 第27号 2017年3月 東京大学史料編纂所研究紀要 (166)

同 市兵衛殿

追而着用之儀者、 麻上下御随身可被成候

惣檀方中江同文言ニニー壱通

柏原宿 檀方中

清瀧村 檀方中

河内村 須川村 檀方中 檀方中

大野木村 檀方中

杉之沢村 檀方中

長岡村 檀方中

常喜村 檀方中

名越村 檀方中

北池村 檀方中

追而着用之儀者、麻上下御随身可被成候、

<u>14</u> 谷汲山江案内上半切二相認、、美濃末寺回状人足ヲ相廻し候事

以手紙得御意候、残暑之節御座候所、益御安康被成御座珍重御儀奉存

候、然者当山御院主御儀御病気"付願之通御隠居、御後住之儀者山門

松寿院御前住孝健法印江被

山各院江御沙汰被下度候、恐惶謹言 仰付、来『廿四日御入院』相成候間、 右為御御知得貴意候、

七月十九日

全性院

此旨其御

吉村逸平 宮川三左衛門

明治二年成菩提院第四十五世孝健『入院諸記録』(曽根原) (167)

役人 印

名超寺 大吉寺 観音寺

松尾寺

泉明院

安能寺

石堂寺

玉泉院 日光寺

三光院

追而着用之儀者、

素絹直綴五條、

御随身可被成候、

大師講中同文言ニ而壱通 西川瀬右衛門殿

遠藤庫次殿 桑原儀作殿

殿村数馬殿 吉村左八郎殿

樋口三郎兵衛殿

宮川多門殿

竹腰杢太夫殿 大津泰蔵殿

竹腰孫八郎殿

同 同 庄右衛門殿

右兵衛殿

谷汲山 御役者中

姓中一日惣出して掃除万端相繕い為致候事 両門前縄手并瀬右衛門屋敷藪際迄道造り之儀者、任先例"門前百 合羽籠 跡より宮川三左衛門 壱荷 壱人限り

(15)

り候分等夫々宿方より伐取差図等有之候得共、此度之儀者御 但先規者柏原庄屋方江書面を以申入候へ、市場寺前掃除、 樹木枝出は 新二 御門前≒末山・檀方惣代、御出迎之事 今朝より雨天之儀でも有之候間、 末檀出迎之儀者一同相止、候事、

而出格之質素故、宿方亞沙汰不申候事、 七月廿 一日坂本教王院御里坊御乗舟二而、 米原湊 御玄関沿御駕横附、 御玄関五全性院・吉村逸平、

但、 御上壱人、御小僧壱人、侍壱人、下男壱人 御一泊被遊候事

本陣北村源十郎方江御着、

(16)

御院主様御儀、

翌廿二日、 北村源十郎方御泊『料直『御払相成、 明星山泉明院『御着被遊候事、 茶料百疋被遣候事

但 御荷物之儀者米原湊より通し馬『て当院附送』候之事

泉明院汽御着之趣下男申来候事

殿村数馬、

出入方久五郎、

前以遣し置罷在候事 夜具かや引戸其外御入用之品々并同所御滞留中入用向之品見計、

七月廿二日吉村逸平御同一泉明院「罷出候事

同廿三日全性院・宮川三左衛門御伺"罷出候事、

(1)七月廿四日御入院之事 雨天

御案内壱人 太道 /袴羽織

引戸駕籠 六尺四人門前

侍壱人

両掛

壱荷

御草履杖持兼壱人 下男

途中迄御迎"罷出候事" 泉明院冠遣沙置候事、

上段於御次之間 "毛氈敷之、末山・講中・檀方惣代前々御目見"相済

御床維摩居士軸

但御手昆布、

壱両人ッ、村々より罷出頂戴之事

次於御居間、御祝酒院内計、 全性院・宮川三左衛門・吉村逸平・ 御土器三組三宝、 樋口権左衛門・殿村数馬 御肴梅干・昆布三宝、

御平服御膳御酒

已上、

本尊開扉 着座 末山各院・講中・檀方惣代

同所より本堂江直に御参詣、

御案内全性院

御出迎之事

逸平、

護摩堂

当山御世代常行堂

次、 以上、本堂之内 山王・弁才天・水神、 何れも山 下 山上相隔候故

次、 般若殿・地蔵堂 別殿

客殿於上段之間、 御朱印·諸什物帳引渡

下段

全性院・吉村逸平・末山講中

政官立差出置候事、 迄内外万端御承知之御事故、 御名代・御法類ニー是迄御立会有之候得共、 御立会無之、 御朱印之儀者昨辰年大 鳳亮法印御法縁、且是

> 東京大学史料編纂所研究紀要 第27号

18献立

土器 三宝

御吸物

Ш

汁

/猪口/肴/同 同

汁

中通。以下通し

猪口

飯

平 酒三献/壱/弐/三

凡人数七拾人前用意

御壱人

院中下 拾壱人

講中 九人

門前 拾七人

〆凡七拾人前

末山 九人

檀方惣代 拾人余

新井みえ、弐人前送

白米

酒

寒晒・青ミ

小皿香之物

御壱人前之事

注

1 域の事例発掘に取り組んだ和泉市史編さん委員会編『横山と槙尾山の歴 暦寺組織構造の基礎的考察」『天台学報』五三、二〇一一年など)や、地 近世延暦寺の全体像解明に取り組む藤田和敏氏の一連の研究(「近世延

史』〈和泉市の歴史一〉(ぎょうせい、二〇〇五年)、同『松尾谷の歴史と 松尾寺』〈同二〉(同、二〇〇八年)など、目だった進展が見られる。

書は『山東町史』(一九八六年)など、その後の自治体史の記述の基礎と 訂近江国坂田郡志』全八巻(一九四一~一九四五年)が編纂された。同 寒川辰清編『近江国輿地志略』(一七三四年)から滋賀県坂田郡役所編 (文泉堂、一九一七年) などを経て、さらに滋賀県坂田郡教育会編『改 『坂田郡志』全三巻(一九一三年)、滋賀県教育委員会編『近江人物志』

3 なっている。 一九六〇年前後以降の諸論考、 尾上『日本天台史の研究』 福田栄次郎「『成菩提院文書』の総合的研 (山喜房、二〇一四年) にまとめられた

原市柏原成菩提院所蔵の近世史料調査について」(『滋賀大学経済学部附 究」(『明治大学人文科学研究所紀要』四五、一九九九年)、青柳周一「米

属史料館研究紀要』四三、二〇一〇年)などで大筋をたどることが出来る 注3福田論文に、「…近世文書のうち、書冊文書は天正十九年十二月「田

右者廿四日九ッ時前、 無御滞御入院相済、 夫々御祝膳部差出、

時迄二相片付候事、

京丸屋五兵衛御手伝二一日罷出候事、

口智順師に、史料利用に関する格別の御高配を賜わった。改めて感謝申 資源化」の成果の一部である。作成にあたっては、成菩提院現住職の山 共同利用・共同研究拠点 [付記]この史料紹介は、二〇一五・二〇一六年度東京大学史料編纂所 一般共同研究「成菩提院所蔵近世史料の研究

し上げたい。

- 文の「近代書冊文書」から近代分を加えた。古新帳」を上限として概数五百点・七百冊である」とあり、それに同論
- (5) 孝健は嘉永五年(一八五二)に松寿院の住職に着任し、元治元年の院室号であったと推測される。同寺は藤堂家との関係を背景に、恒常的の院室号を得る格式を持っており(藤田和敏「近世延暦寺における院室の院室号を得る格式を持っており(藤田和敏「近世延暦寺における院室の院室号であったと推測される。
- (7) たとえば法印・権僧都までの補任は延暦寺で執行できるが、それ以上は『山東町史』本編(一九八六年)九七九~九八○頁参照。境内地を除く「私有」が否定された。当時の成菩提院領の状況について(6) 一月五日の太政官布告により、旧大名領と同様に、寺社領についても

院室授与の権限は輪王寺門跡に吸収されず、京都の門跡の手に残されて

いた (注5藤田論文)。

本の国家権力と宗教』東京大学出版会、一九八九年、

一四八頁)。一方で

は勅許が必要となり寛永寺執当を通じて補任された(高埜利彦『近世日